

沖縄県地域外交推進本部設置の目的等について (推進本部設置要綱の概要)

令和 5 年 9 月
知事公室特命推進課

1 制定の目的・必要性（第 1 条関係）

沖縄県では、観光、経済、環境、保健・医療、教育、文化、平和など、多様な分野での国際交流を通じてこれまで築いてきたネットワークを最大限に活用し、地域外交を展開することとしている。

地域外交の推進に向けて県施策の総合的推進を図るために、「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」に基づき、各部課がそれぞれ取り組んでいる国際交流・貢献等の事業を、部局横断的に総括して、戦略的に取り組む必要がある。

このため、知事を本部長とし、関係各部局長を構成員とする推進本部を設置し、全庁体制で臨む必要があることから、この要綱を制定する必要がある。

2 推進本部の構成について（第 2 条、第 4 条関係）

地域外交を全庁を挙げて推進する観点から、沖縄県 SDGs 推進本部設置要綱を参考に、知事を筆頭（本部長）とし、関係各部局長を構成員とした。また、本部長の代理者は、地域外交を所管する知事公室の担当副知事とした。

（第 2 条関係）

なお、会議は、本部長が招集し、主宰する。（第 4 条関係）

3 推進本部の所管事項（第 3 条関係）

本部は、目的を達成するため、以下の事項を審議し、推進する。

- (1) 沖縄県の地域外交の基本的な方針に関すること。
- (2) 地域外交に係る関係部局の取組状況の共有等に関すること。
- (3) その他、目的の達成に必要な事項に関すること。

4 幹事会の設置（第 5 条関係）

推進本部を円滑に進めるために、本部の下に、関係部局の主幹課長を構成員とする幹事会を設置する。

なお、幹事会は、地域外交を所管する知事公室の担当統括監とし、会議は、幹事長が招集し主宰する。

5 連絡調整会議の設置（第 6 条関係）

沖縄県の地域外交を総合的に推進するためには、県庁内関係課の実務レベルにおいて各自の取組状況の情報共有や進捗状況の確認等を行うことが必要

となることから、関係課班長級を構成員とする連絡調整会議を設置する。

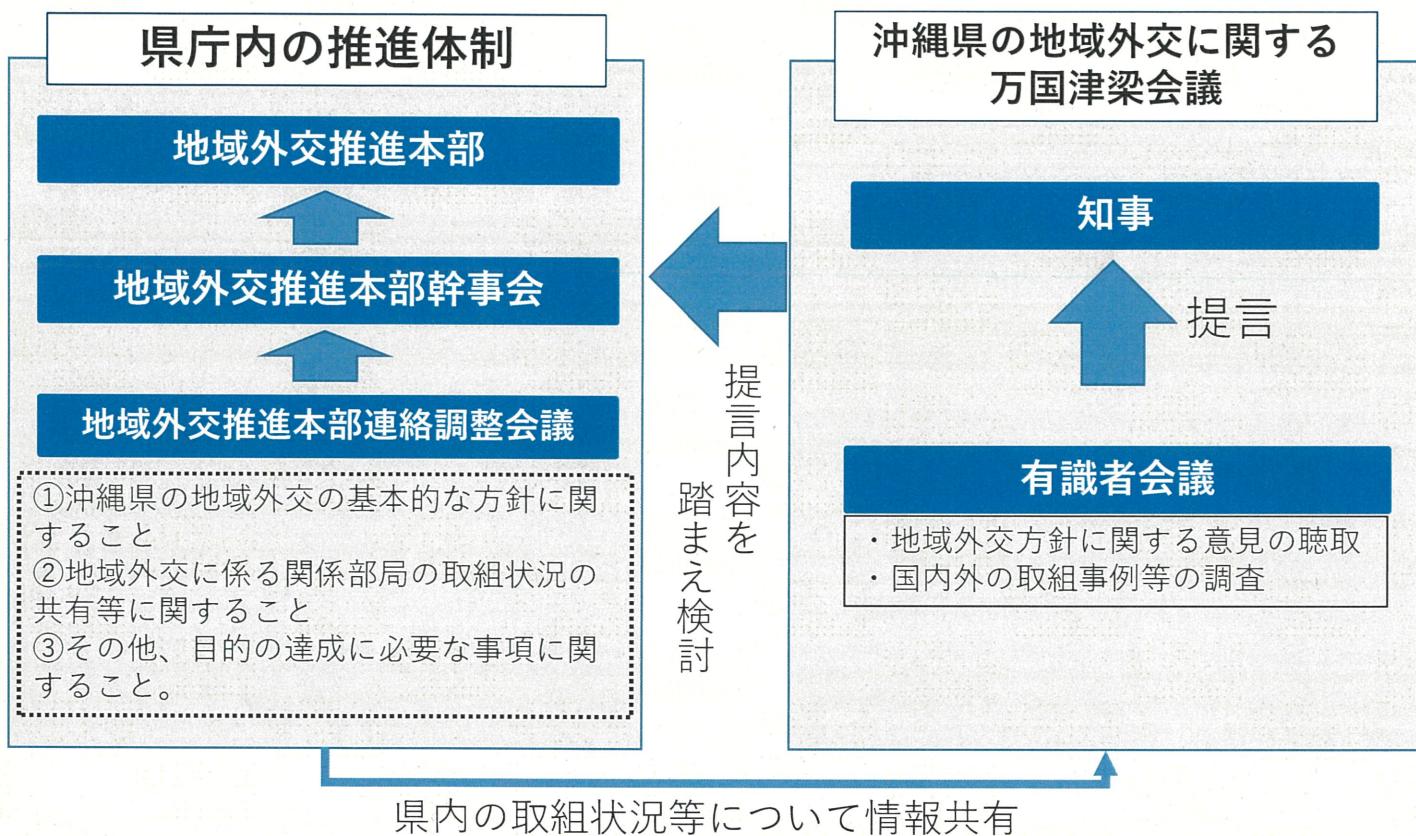
なお、地域外交に関する取組は、様々な部課班においてなされ、都度、新たな取り組みが新たな部署で行われる可能性があることから、構成員については、要綱中に明示せず、幹事長が必要に応じて指名する形態とする。

6 その他（第7条、第8条関係）

推進本部等の事務局は、地域外交を所管する課とする。

また、本部の運営について必要な事項は知事が別途定めることとする。

沖縄県の地域外交の推進体制（令和5年度）



推進本部・幹事会・連絡調整会議の位置づけ

沖縄県地域外交推進本部

- 構成：知事（本部長）、副知事、政策調整監、関係部局長
- 所掌内容：「沖縄県地域外交基本方針（仮称）」に関すること、関係部局の取組状況の共有等

沖縄県地域外交推進本部幹事会

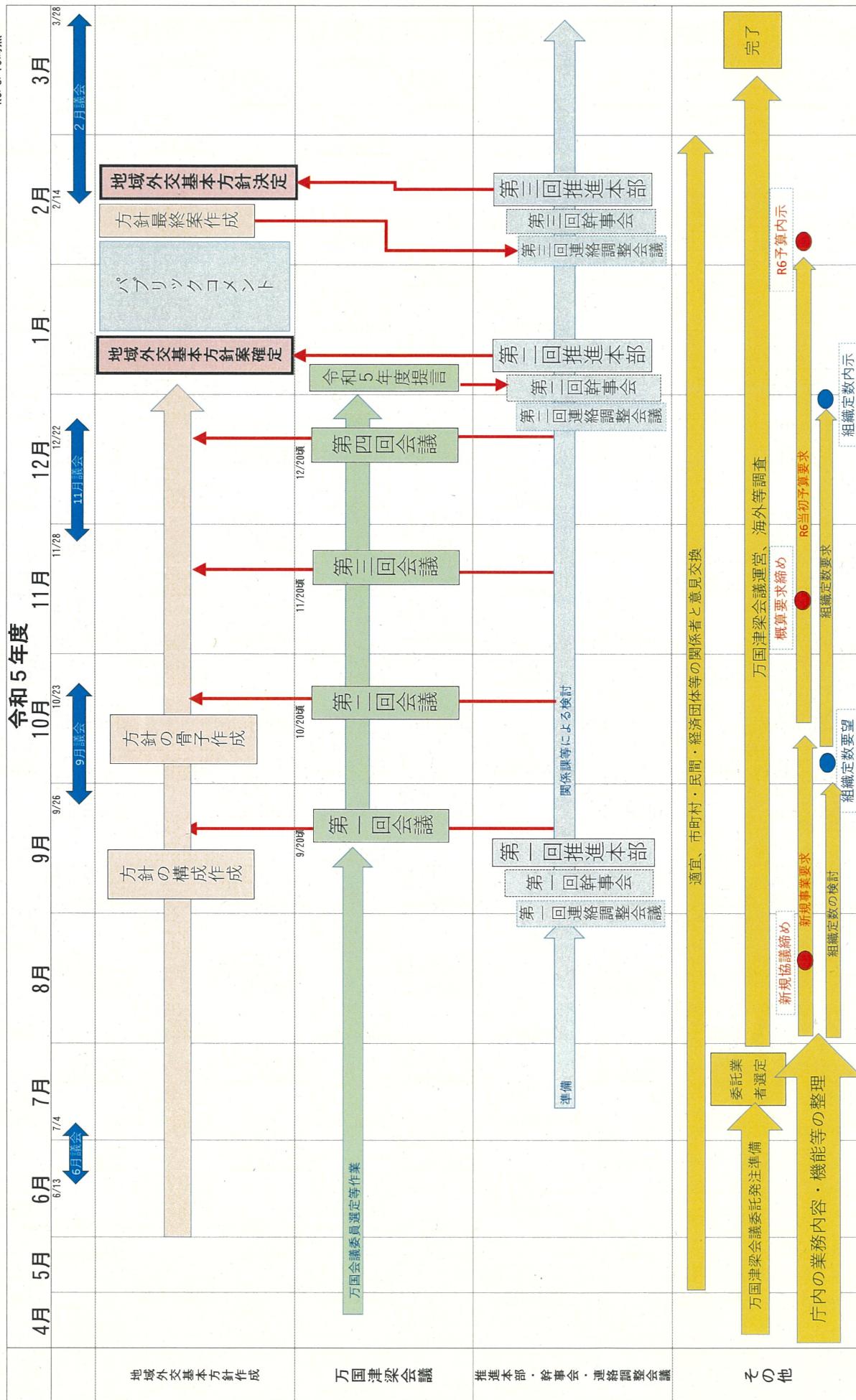
- 構成：秘書防災統括監（幹事長）、関係部局総括課の課長級
- 所掌内容：推進本部会議を円滑に運営するための部局横断的な事務調整

沖縄県地域外交推進本部連絡調整会議

- 構成：関係課の班長級
- 所掌内容：関係課の取組状況の情報共有、進捗状況の確認等

令和5年度スケジュールイルメージ【沖縄県地域外交方針（仮称）策定スケジュール】（案）

P5 8 16時占



沖縄県地域外交推進本部設置要綱

(令和5年9月4日 推進本部長決裁)

(目的)

第1条 沖縄県の地域外交の推進に向け、県施策の総合的推進を図るため、関係部局による沖縄県地域外交推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 本部は、知事を本部長、副知事を副本部長とし、別表1に掲げる本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 副本部長が本部長の職務を代理する場合の順序は、知事公室を担当する副知事を優先する。

(所管事項)

第3条 本部は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事項を審議し、推進する。

- (1) 沖縄県の地域外交の基本的な方針に関すること。
- (2) 地域外交に係る関係部局の取組状況の共有等に関すること。
- (3) その他、目的の達成に必要な事項に関すること。

(本部会議)

第4条 本部長は、会議を招集し、これを主宰する。

(幹事会)

第5条 本部の下に、別表2に掲げる関係部局の主管課長で組織する幹事会を設置する。

- 2 幹事長は、知事公室秘書防災統括監を会長とする。
- 3 幹事会は幹事長が招集し、これを主宰することとし、幹事長に事故あるときは、幹事長がその職務を代行する者を指名することができる。

(連絡調整会議)

第6条 関係課間の取組状況の情報共有、進捗状況の確認等を行うため、幹事会の下に、連絡調整会議を設置する。

- 2 連絡調整会議の構成員は、関係課の班長級職員とし、必要に応じて幹事長

が指名する。

(事務局)

第7条 事務局は、知事公室特命推進課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年9月4日より施行する。

別表1

政策調整監
知事公室長
総務部長
企画部長
環境部長
子ども生活福祉部長
保健医療部長
農林水産部長
商工労働部長
文化観光スポーツ部長
土木建築部長
企業局長
病院事業局長
教育長

別表2

知事公室	秘書課
総務部	総務私学課
企画部	企画調整課
環境部	環境政策課
子ども生活福祉部	福祉政策課
保健医療部	保健医療総務課
農林水産部	農林水産総務課
商工労働部	産業政策課
文化観光スポーツ部	観光政策課
土木建築部	土木総務課
企業局	総務企画課
病院事業局	病院事業総務課
教育庁	総務課